

技 第 3 9 5 号
令和5年9月27日

島根県建設産業団体連合会会長 様

島根県土木部技術管理課長
(公 印 省 略)

取得補償を行った場合の立木処理の見積徴収方法及び積算方法の改定について (送付)

標記について、別添 (写) のとおり通知しておりますので、お知らせします。

土木部 技術管理課
土木設計基準係 三島、山本
農林設計基準係 玉木、白築
無線 8-300-2-5390/5942

(写)

技 第 3 9 5 号

令和 5 年 9 月 2 7 日

隠岐支庁関係各局長
農林水産部関係各課長
農林水産部地方機関の長
土木部関係各課長
土木部地方機関の長

} 様

土木部技術管理課長

「取得補償を行った場合の立木処理の見積徴収方法及び積算方法」の一部改定
について（通知）

このことについて、令和 5 年 3 月 17 日付け技第 700 号及び令和 5 年 5 月 31 日付
け技第 179 号により運用しているところですが、下記のとおり改定しますので、関係
職員に周知してください。

なお、各市町村へは別途文書を参考送付しています。

記

1. 改定内容

- ・島根県公共工事積算共同利用システムにおいて伐採歩掛（案）の適用範囲を
コード化し、「概算伐採歩掛」（SX080）を新設したことに伴う改定
- ・伐採作業等にかかる伐採歩掛（案）より、「概算伐採歩掛」対応外である「運
搬」の記述を削除。

2. 適用

令和 5 年 10 月 1 日以降に起工する工事に適用する。

3. その他

- ・「概算伐採歩掛」を用いて工事発注する場合には「伐採工に関する特記仕様
書」を添付すること。特記仕様書の変更については別途通知します。
- ・歩掛の内容に変更はありません（前通知で示していた、樹種ごとの m^2 あたり
伐採単価＝概算伐採歩掛であり、どちらにも運搬は含まれていない）。